

7 服 務

7－1 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第 35 条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則で定める場合においては、限定的に当該義務を免除することがあります。

(令和 5 年度)

区分	研修参加	厚生計画参加	その他	合計
一般行政部門職員	184 件	4,713 件	1,993 件	6,890 件
府立学校教職員	1,166 件	4,497 件	2,406 件	8,069 件
警察職員	398 件	5,911 件	13,441 件	19,750 件

※その他については、新型コロナウイルスに関する件数を含む。

7－2 営利企業等の従事制限に関する許可等

職員は、地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けた場合においては、営利企業等に従事することが認められています。

区 分	令和 5 年度件数 注 1
一般行政部門職員	67 件
府立学校教職員	946 件(8 件)
警察職員	26 件

注 1 () 内は教育公務員特例法第 17 条第 1 項の規定による許可件数で内数。